重 要

国保の資格を喪失したあとに
医療機関を受診した場合の手続きについて

<u>職場の健康保険に加入した場合は、14日以内に国保の資格喪失の届け出をしなければなりません。</u>（※自動では切り替わりません）

※たとえ職場の健康保険証が手元に届くまでの間であっても国保の保険証は使うことはできません。

※誤って国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、保険証が変更になったことをすぐに医療機関（ 病院 ・ 調剤薬局 ・ 整骨院など）に連絡してください。

＜フローチャートで確認してみよう！＞

まずは、職場から発行された健康保険証の <u>『資格取得年月日』</u> または <u>『認定年月日』</u> を確認

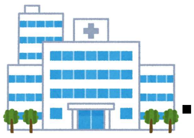

この、『資格取得年月日』または『認定年月日』<u>以降</u>に、<u>国保の保険証を使って</u>医療機関（病院 ・ 調剤薬局 ・ 整骨院など）を…

受診してない

医療機関への連絡は必要ありません

受診した

<u>国保の保険証は使用できません</u>

<u>保険証が変更になった旨を必ず医療機関に連絡してください！！</u>

<u>場合によっては返納金が発生する可能性があります</u>

<u>返納金についての詳細は次のページへ！</u>

国保の資格喪失後受診に伴う<u>返納金</u>とは？？

社会保険への加入または平戸市外へ転出された方は、平戸市の国民健康保険（国保）の資格を失っています。（届け出が遅れて遡って国保の資格を喪失した場合も同様です）

資格を失っている期間に国保の保険証を使用して医療機関を受診（喪失後受診）した場合、本来は新しく加入された健康保険または転出先の国保にて負担すべき医療費（７割～９割）を平戸市が立て替えて支払いをしている状態となっていることから、返納をしていただく必要が出てきます。（民法第703条の規定（不当利得の返還義務））

本来ならば現在加入している
社保等が負担すべきだが、
平戸市の国保の保険証を使用すると
この部分が平戸市へ請求されてしまう

保険者負担分（７～９割）	自己負担分（１～３割）

医療費（１０割）

＜資格喪失後受診があった時の事務の流れ＞

調査の結果、喪失後受診が発覚した場合、市役所から医療機関へ調整（請求のやり直し）ができないかを電話交渉いたします。

✕ 断られた場合

平戸市にて負担している医療費（７割～９割）について、返納していただく必要があります

①市役所からあなた様へ<u>医療費（７～９割分）の請求書（納付書）</u>が送られてきます。

②あなた様が、金融機関等で医療費(７～９割分)を支払っていただきます。

③あなた様が<u>現在ご加入中の健康保険</u>に返納した分の医療費(７～９割分)の<u>請求</u>を行います。
（請求に必要な書類を平戸市よりあなた様へお送りいたします）

④<u>現在加入中の健康保険から</u>あなた様へ医療費（７～９割分）が振り込まれます。

これで手続きは完了です

○ 了承が得られた場合

医療機関にて調整をしていただくため、返納金は発生しません

よくあるご質問

Q.　国民健康保険料は支払ったのですが、保険料とは違うのですか？

A.　医療費返還については、平戸市の国保が負担した医療費をお返しいただくもので保険料とは異なります。なお、保険料については国民健康保険の資格がなくなった日の前月分までの計算となっており、別途精算となります。

Q.　新しい健康保険証ができるのに時間がかかったため、国保の保険証を利用したのですが。

A.　新しく加入した健康保険の保険証ができていなくても、新しい健康保険の資格を取得した後は平戸市の国保の資格は無くなっていますので、平戸市国保の保険証はご利用できなくなります。

Q.　市外へ転出した後も知らずに使ってしまったのですが。

A.　転出先の市町村で国保加入の手続きをしていなくても、市外へ転出をした場合は市外への転出日以降（転出が海外の場合は転出日の翌日以降）は平戸市の国保の保険証は利用できなくなります。

Q.　新しい健康保険証ができるまでの間は病院に行けないのですか？

A.　医療機関の窓口で健康保険の切り替え手続き中であることを申し出てください。その日は一旦、１０割を支払うこととなりますが後日新しい保険証を見せることで精算をしてくれることがあります。また、病院が精算をしてくれなかった場合は新しく加入した健康保険へ請求をすることもできます。

※保険証は正しく使いましょう※

保険証を誤って使用した場合は、医療費を平戸市へ返納したり新しい健康保険へ返還申請をしたりと経済的・時間的に大きな負担がかかります。

そのような手続きを発生させないためにも、ほかの健康保険へと加入した場合は速やかに国保の脱退手続きをして保険証を平戸市へ返却してください。

脱退後は月の途中であっても必ず、現在かかっている医療機関等へ新しい保険証の提示をお願いします。

問い合わせ先：平戸市役所　健康ほけん課　国保年金班　TEL：0950-22-9124